

■WIPOジャパンファンド・ラオス裁判官知財制度研修

国際協力部では、平成30年1月29日（月）から同年2月1日（木）までの間、WIPO（世界知的所有権機関）日本事務所と共同で、ラオスの裁判官を対象とした知的財産制度に関する研修を実施しました。また、本研修は、日本国特許庁がWIPOに任意拠出しているジャパンファンドの支援を受けて行われました。

現在、ラオスでは、知的財産分野の紛争が裁判所に持ち込まれることはほとんどありません。しかし、ラオスの発展に伴い、知的財産紛争を裁判所で解決する事案の増加が見込まれることから、ラオスの司法当局は、知的財産制度に関する知識経験を備えた裁判官の育成に取り組むなど、同分野に力を入れています。本研修は、ラオスの知的財産紛争や裁判所の取組みなどについて、現状と課題を共有するとともに、ラオス側に日本の制度を紹介し、今後の執務の参考としてもらうことを目的として実施しました。

研修員として、ビエンチャン首都人民裁判所副所長チッタワン・ヴォンサイ氏を筆頭に、ラオスの裁判官10名が来日しました。



【WIPO日本事務所大熊雄治所長と研修員との集合写真】



【東崎賢治弁護士及び松下昂永弁護士による知財民事裁判の概要についての講義の様子】



【研修員によるラオスの裁判所で扱った知財刑事事件に関する発表の様子】



【サントリーホールディングス株式会社商標部長高本知己氏による講義の様子】

本研修では、元裁判官で東京地方裁判所知的財産権部において知的財産訴訟に携わったご経験をお持ちの東崎賢治弁護士（長島・大野・常松法律事務所）から、日本の知的財産制度及び模擬事例を使った知財民事裁判の流れについて、サントリーホールディングス株式会社商標部長高本知己氏から、企業におけるブランド保護について、それぞれ講義していただきました。また、当部教官による日本における民事裁判制度や審決取消訴訟制度に関する講義も実施しました。さらに、東京地方裁判所知的財産権部、横浜税関本関及び川崎外郵出張所を訪問し、各施設を見学するとともに、東京地方裁判所における知財事件の処理状況や、知財侵害物品の水際取締状況等について説明を受け、意見交換をするなどしました。

また、研修期間中に、法務総合研究所佐久間達哉所長と研修員との意見交換会も実施し、今後の知的財産事件の取扱いなどについて活発に議論することができました。

研修員は、各講義及び訪問先において、日本の知的財産制度や知的財産事件の取扱い等に強い関心を示し、積極的に質問をするなど、この研修で得た知識などとラオスに帰って

から実務に活かしていこうという強い熱意が感じられました。各講師や訪問先の皆様も、その熱意に応えるべく、できるだけ研修員に理解してもらおうと詳しい説明をしてくださいました。こうして、本研修は、活発な議論が交わされる大変充実したものとなりました。



【佐久間達哉法務総合研究所長と研修員との集合写真】